令和6年度 奈良市会計年度任用職員

いじめ防止生徒指導課 (スクールソーシャルワーカー)

応募締切:採用者が決まり次第募集を締め切ります。

1. 募集内容等

		2.4	
採用予定人数	1~2名		
職務内容	(1)	課題を抱える児童生徒への必要に応じた支援のためのケース会議等への	
		参加	
	(2)	関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整	
	(3)	学校内におけるチーム体制の構築及び支援	
	(4)	保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供	
	(5)	教職員等への研修活動等	
	(6)	配置された学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務	
	(7)	配置された学校の校長が必要と認める業務	
募集要件	次の嬰	次の要件を全て満たさなければならないものとします。	
	(1)	奈良市または奈良市近郊に居住していること	
	(2)	パソコンの基本的な操作が可能であること	
受験資格	(1)	社会福祉士、精神保健福祉士、又は臨床心理士の資格を有する、又は有	
		する見込みの者で、過去に教育や福祉の分野で活動した経験のある者が	
		望ましい	
	(2)	スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、	
		識見を有する者	
	(3)	普通自動車運転免許証を有する者	
	(4)	地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない者	

※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 勤務条件等

任用期間	採用した日~令和7年3月31日		
勤務地	市立小中学校への配置となります。		
	※週1日の場合は1校に、週2日の場合は2校に配置する予定です。		
給与	月額 99,760 円/月 ※週2日勤務の場合です。		
	※期末手当の支給あり。(在職期間に応じて、支給率は変動します。)		
	※通勤手当相当分の支給あり(片道2km以上の場合。上限あり)。		
	週1日勤務を希望される場合は、お問い合わせください。		
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分(休憩60分)		
休日	土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する1日及び祝日、年末		
	年始(週4日勤務の場合)		
休暇	年次有給休暇(勤務日数に応じて変わります)他		
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。		
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件		
	付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員		
	として正式採用となります。		
社会保険	週2日勤務の場合、奈良県市町村職員共済組合 (健康保険)、厚生年金、雇用保		
	険の適用があります。週1日の場合はお問い合わせください。		
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。		
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。		

3. 申込方法等

申込方法	〈応募書類〉	
	必要事項を記入した別添の履歴書	
	※申込職種には、スクールソーシャルワーカーと記入してください。	
	※概ね6か月以内に撮影した申込者本人の写真を添付した履歴書を、土曜日、日	
	曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時のうちに、いじめ防止生徒指	
	導課へ申込者本人が持参あるいは郵送してください。なお郵送の場合は、表に	
	「受験申込書(スクールソーシャルワーカー)」と赤字で記入してください。	
	〈注意事項〉	
	※履歴書には、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。	
	※履歴書は、パソコンで作成したものでも自筆のものでも構いませんが、自筆の	

	場合は、必ず黒インクのペン (消せないものに限ります) で作成してください。
	※履歴書に不備がある場合は、受付できません。
選考日時	応募受付後調整し、後日連絡します。
試験の方法	個人面接(20分程度)及び履歴書による書類選考
採用予定日	採用した日

問合せ・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>いじめ防止生徒指導課

<電話番号>0742-34-4863

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時から午後5時

- ※申込書類は受付後返却しません。
- ※申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務 以外の目的には使用しません。
- ※給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、 改定する可能性があります。